

令和３年度 羽曳野市特別職報酬等審議会（議事概要）

新型コロナウイルス感染症に係る「まん延防止等重点措置」の適用を受け、会議の開催にかえて書面により審議を行いました。各案件について「書面表決書」により各委員の意見を表明していただきました。

〔開催期間〕

期間： 令和４年２月１日（火） ～ 令和４年２月１０日（木）

※令和４年２月２日（水）～４日（金）各委員へ手渡し

〔回答委員数〕

５人から回答

〔議事概要〕 （書面審議）

書面により各委員の意見を表明

（１） 会長の選任について

会長を「木村委員」とすることについて承認

〔承認とする者 ５名 不承認とする者 ０名〕

（２） 市長、副市長及び教育長の期末手当の額について

令和４年２月１日に市長から「諮問」のあった市長、副市長及び教育長の期末手当の額について、年間の期末手当の支給月数を４.４月分から「４.３月分」とすることについて承認（諮問書については別紙①のとおり）

〔承認とする者 ５名 不承認とする者 ０名〕

〔会議の結果〕

書面表決を受けて、令和４年２月１５日に「答申」を市長に提出

（答申書については別紙②のとおり）

羽市人事第 2 2 8 9 号
令和 4 年 2 月 1 日

羽曳野市特別職報酬等審議会会長 様

羽曳野市長 山入端 創

市長、副市長及び教育長の期末手当の額について（諮問）

市長、副市長及び教育長（以下「特別職」という。）の期末手当の額について、
下記のとおり諮問します。

記

1 諮問理由

特別職の給料等の額については、複雑、高度化する職務の内容及びその職責、
他の地方公共団体の特別職の給料等の額、一般職の職員の給与改定の状況、社会
経済情勢の変化等を踏まえ、適時適切に決定してきたところ

このたび、一般職の職員の期末手当の支給月数の改定を行う予定であり、特別
職の期末手当の額について、本市を取り巻く社会経済状況等を踏まえ、市民の理
解が得られるものとするために、本審議会に改定案を諮問するもの

2 諮問内容

特別職の期末手当の支給月数の改定

改定案	現行
年間 4 . 3 月分	年間 4 . 4 月分

3 改定時期

令和 4 年 4 月 1 日（令和 4 年 6 月期から適用）

ただし、令和 3 年度における改定額（△ 0 . 1 月分相当額）を令和 4 年 6 月期
の期末手当において調整

令和 4 年 2 月 1 5 日

羽曳野市長 山入端 創 様

羽曳野市特別職報酬等審議会
会長 木村 三千世

市長、副市長及び教育長の期末手当の額について（答申）

羽曳野市特別職報酬等審議会は、羽曳野市特別職報酬等審議会規則に基づき、貴職から令和 4 年 2 月 1 日付けで諮問のあった「市長、副市長及び教育長の期末手当の額」について審議を行ったところ、下記のとおり結論を得たので答申する。

記

○市長、副市長及び教育長の期末手当の額について

昨今の社会経済状況等から民間の支給月数との均衡を図るため、人事院の勧告に基づいて国家公務員の一般職の職員の期末手当の支給月数が改定されることとなる。これを受けて、当市の一般職の職員も同様に改定され、これに準じて市長、副市長及び教育長の期末手当の支給月数を次のとおり改定することは適当であるとの結論に至った。

改定	現行
年間 4 . 3 月分	年間 4 . 4 月分

なお、改定時期については、令和 4 年 6 月の期末手当から適用し、令和 3 年度の引下げに相当する額については、令和 4 年 6 月の期末手当から減額することで調整を行うことが適当である。